

学校等における感染症対策等支援事業実施要領

令和4年1月21日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校等における感染症対策等支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費を補助する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

（1）補助対象となる学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

（2）取組内容及び補助対象経費

本事業にかかる取組内容及びそれぞれの取組内容にかかる補助対象経費は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、（ア）（イ）のいずれか、又は（ア）（イ）の複数を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、下記（3）のとおりとする。

（ア）学校における感染症対策等支援

学校教育活動の着実な継続のため、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入等に係る経費を支援する。

（例示）

- ・ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・ 教職員の負担軽減を図るため、教室等の清掃・消毒作業を外注等の業務委託に必要な経費
- ・ 教室等における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO₂モニター等の購入経費
- ・ 感染防止の徹底のため、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等を購入する経費

（補助対象経費）

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費

(イ) 子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

(例示)

- ・家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費

(補助対象経費)

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費

(3) 1校当たりの補助上限額

1校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に2を乗じた額とする。学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。

(単位：万円)

学校種			全国
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数	1-300人	45
	児童数	301-500人	67.5
	児童数	501人以上	90
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数	1-300人	45
	生徒数	301-500人	67.5
	生徒数	501人以上	90
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数	1-400人	90
	生徒数	401-700人	112.5
	生徒数	701人以上	135
特別支援学校			180
高等学校（通信制課程のみ設置）			45

注)

- ・児童数及び生徒数は令和3年5月1日現在のものとする。
- ・予算の範囲内で、感染状況等に応じて追加配分を行う場合がある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に1校として算出する。なお、分教室は本校に含め1校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和3年11月26日以降

3. 留意点

- (1) 本事業経費の執行に当たっては、上記2.(2)(ア)学校における感染症対策等を支援する取組、(イ)子供たちの学習保障を支援する取組に必要となる経費に限ること。なお、(ア)(イ)の取組に当たっては、人件費、光熱水費は補助対象経費とならないので留意すること。
- (2) 学校設置者においては、本事業の目的に鑑み、感染症対策等を徹底する取組及び児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。